

文京愛菊会・審査規程

(審査対象)

第1条 審査対象と出展の条件は、以下の通りとする。

- (1) 文京愛菊会会員であり、同年度の会費納入済の者の出品とする。
- (2) 特別出品花については、出品認可後の出品とし、審査の対象外とする。
- (3) 小中学校生徒、教職員及び生徒の保護者の出品については、別途、展示場を設けるものとする。

(申込)

第2条 出品花には、出花票に部門、花名を明記して、必ず添付することとする。

2 出品申込書には、部門、花名、氏名を明記して、各地区の責任者に提出する。

- (1) 埼玉、千葉地区
- (2) 江戸川地区
- (3) 文京、他区、他県地区

(審査)

第3条 審査対象部門は、以下の12部門とする。

- (1) 大作り、千輪咲
- (2) 懸崖（大（厚・管）、中）
- (3) 盆栽
- (4) 盆養
- (5) ダルマ作り
- (6) 福助作り
- (7) コケシ作り
- (8) 大菊切花（単花の部、組花の部）
- (9) 北斎巴錦（七本仕立、千輪咲）
- (10) 嵯峨菊
- (11) スプレー菊
- (12) 七本仕立

2 審査は、愛菊会審査行程・賞名一覧表に基づき、行うものとする。

- (1) 審査は、部門ごとに行い、表彰対象は、各部門の3分の1とする。
- (2) 審査規定にないものは、全日本菊花連盟の審査基準に準ずるほか、会長が別に定めた審査規程（細目）による。
- (3) 各部門の順位は、審査委員長が決めるが、盆養の総合順位は、審査委員長の同意を得て審査員での合議とすることができる。
- (4) 競技花の国華園賞と精興園賞については、盆養と切花とで一年ごとに交互に賞をつける。
- (5) 審査工程・賞名一覧表の変更、審査員の選定については、総会（緊急を要する場合は役員会）で承認された文京菊まつり事務局にて行うことができる。

3 審査当日については、以下の通りとする。

- (1) 審査開始前までに会長、審査委員長、審査員、関係役員で当日の審査の進行等を確認する。
- (2) 審査会場内は、会長、審査委員長、審査員等で実行する。
- (3) 審査を円滑に運営するため、会場での協力を義務とし、私語や喫煙、飲酒等は禁ずるものとする。

(部門別規定)

第4条 部門別規定は、以下の通りとする。

(1) 大作り、千輪咲の部

8段以上で各段の花が整然と揃い、花の大きさの揃ったものを上位とし、同程度の作品については、段数の多いものを上位とする。

(2) 懸崖の部

(ア) 中懸崖

鉢は10号、幅は60cm、長さは1m20cm、高さは鉢底より後部まで55cmとする。

(イ) 大懸崖

前垂れ型懸崖、静岡型懸崖、舟型懸崖、文人型の作品とし、幅と長さの調和が良く、ボリューム感があるものを上位とする。

(3) 盆栽の部

(ア) 一名の出品数は、5鉢以内とする。

(イ) 直幹、多幹、模様木、石付、木付、根連、懸崖等の手法で表現された作品とし、力強い根張り、古木感のある幹、枝くばりに優れた調和と気品のあるものが上位とする。盆栽道に反する忌型には、特に注意を払い、ひどく目立ったものは、失格とする。

(ウ) 石については、軽石、又は人工石及び発泡スチロールを加工した物を使用する。

(エ) 開花していない鉢も、審査対象とする。

(オ) 表土の苔や赤玉土又は桐生砂の有無は、自由とするが、飾り砂は認めない。

(カ) 鉢は、浅鉢で高さ6cm以内とする。ただし、さつき鉢は認めない。

(4) 盆養の部

(ア) 出品は、各地区で責任制とする。

埼玉・千葉地区、江戸川地区、文京・他区・他県地区

厚物、厚走り、一文字、大掴、太管、間管、細管を合わせて、各地区50鉢とする。

(イ) 競技花については、同一品種の出品は、一名1鉢とする。

(ウ) 鉢は、厚物は9号鉢、管物は8号鉢とし、これ以外は審査除外とする。

(エ) 草丈は、鉢底より天の花首までの高さは165cm以下、人の高さは105cm以上とする。

(オ) 天、地、人の逆転は、審査除外とする。

(カ) 地と人の逆転は、問わない。

(キ) インバインドは、必ず使用するものとし、無いものは、審査除外と

する。

- (ク) 表土の水苔や赤玉土の有無は、自由とするが、飾り砂は認めない。
- (ケ) 支柱は、黒色とし、くくり紐は、ラファイア又はビニバン、ビニタイの黒色又は緑色のものとする。
- (コ) 一文字は、14 花卉以上とし、台紙を付けるものとする。

(5) ダルマ作り

- (ア) 一名の出品数は、5 鉢以内とする。
- (イ) 草丈は、鉢底より天の花首まで 60 cm以下とする。
- (ウ) 天、地、人の逆転は、審査除外とする。
- (エ) 地と人の逆転は、問わない。
- (オ) 鉢は、7 号鉢とし、材質は問わないが黒色とする。
- (カ) インバインドは、必ず使用するものとし、無いものは、審査除外とする。
- (キ) 一文字は、14 花卉以上とし、台紙を付けることとする。

(6) 福助作り

- (ア) 鉢は、5 号鉢とし、素焼き鉢も可とする。
- (イ) 草丈は、鉢底より花首まで 40cm 以下とする。
- (ウ) その他の事項は、ダルマ作り、盆養に準ずる。

(7) コケシ作り

- (ア) 鉢は、6 号鉢とする。
- (イ) 草丈は、鉢底より花首まで 55 cm以下とする。
- (ウ) その他の事項は、福助作り、ダルマ作り、盆養に準ずる。

(8) 切花の部

(ア) 単花

- ① 同一人による出品は、本数を問わない。
- ② 競技花については、同一品種の出品は、一人 1 花とする。
- ③ 花瓶は、指定の物を使用し、他は認めない。
- ④ 草丈は、花首まで 50 cmとする。
- ⑤ 支柱の色は、黒色とし、くくり紐はラファイア又はビニバン、ビニタイの黒色、又は緑色とする。
- ⑥ 他部門で出品した花を、再度、切花として出品することは、認めない。

(イ) 切花三花組

- ① 花瓶は、指定の物を使用し、他は認めない。
- ② 出品は、三本組として、草丈は最長花首まで 75cm とする。
- ③ 三花のバランス、色彩等を勘案すること。特に、三花の花型が同一であること。葉にも注意すること。
- ④ 同一花の重複出品は、認めない。
- ⑤ 他部門で出品した花を、再度、切花として出品することは、認めない。

(9) 北斎巴錦の部

仕立ては、各種部門に準じる。

(10) 嗟峨菊の部

- (ア) 鉢は、7号鉢とし、黒色とする。
- (イ) 同一品種の七本立て、一茎一花とする。
- (ウ) 支柱は、黒色、又は緑色とし、くくり紐は、ラファイア又はビニバン、ビニタイの黒色又は緑色とする。

(11) スプレー菊の部

- (ア) 鉢は、7号鉢とし、黒色とする。
- (イ) 草丈は、鉢底から頂花の花首まで65～110 cmとする。
- (ウ) 無摘芯の3本植え、頂花は、他の花より低い位置にないこととし、花は鮮度を保ち、花と花が重ならず適当な間隔を保つこと。
- (エ) 支柱は、黒色又は緑色とする。くくり紐は、ラファイア又はビニバン、ビニタイの黒色、又は緑色とする。

(搬入)

第5条 搬入日については、以下の通りとする。

- (1) 盆養、大作り、懸崖、盆栽、盆庭については、10月最終土曜日及び日曜日に搬入する。ただし、11月1日まで5日以内の場合は、変更になる。
- (2) ダルマ、福助作りは、10月31日15時までに搬入する。
- (3) 切花については、審査当日、開始10分前までに搬入する。

2 害虫、花ぐされ、花直し、葉の手入れ等は、審査日前日までに終了のこととする。

(その他)

第6条 その他の事項としては、以下の通りとする。

- (1) 特別出品花、協賛出品花、鉢数不足部門、その他菊花展の運営、審査上において、何らかの支障や問題が生じた場合は、会長、副会長、審査員が協議し、速やかな解決のために対応する。
- (2) 文京区内、小中学校生徒及び教職員、生徒の保護者の出展
 - (ア) 展示棚は、別途とする。
 - (イ) 展示作品は、盆養(三本仕立)、ダルマ作り、スタンダード作り、ほうき作り、福助作りとする。

(付則)

この会則は、昭和39年2月26日(設立総会)から施行する。

- 平成28年4月17日一部改正
- 平成31年3月31日一部改正
- 令和3年4月10日一部改正
- 令和4年4月10日一部改正
- 令和5年4月2日一部改正
- 令和6年3月31日一部改正
- 令和7年3月30日一部改正
- 令和8年3月29日一部改正